

## 県産材消費拡大支援事業実施要領

平成 27 年 4 月 17 日制定  
令和 8 年 4 月 1 日最終改正

(総則)

**第 1** 県産材消費拡大支援事業の実施については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及びひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

**第 2** この事業は、県産ヒノキ構造材を利用して木造建築物を建築する場合、又は建築物に県産材の内装材若しくは外装材を利用する場合に、その経費の一部を助成することによって、建築物の主要構造部材等への県産材の利用を定着させ、資源の循環利用を構築することで林業の活性化を促進し、もって森林の公益的機能の維持増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第 3** 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て県内において伐採された丸太を県内において製材した木材をいい、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。
  - ア 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
  - イ 『緑の循環』認証会議（S G E C）又は森林管理協議会（F S C）により、認定された認定事業体の認証林産物
  - ウ 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
  - エ 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び方法が明らかな木材（製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等に明記した木材）
  - オ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
- (2) 「木造建築物」とは、構造耐力上主要な部分が木造である建築物をいう。
- (3) 「主要構造部材」とは、木造軸組構法では梁・桁、柱及び土台を、その他枠組壁工法などでは土台及び枠組材をいう。
- (4) 「内装材」とは、壁、床、天井などの建物の内側に使用される材料をいう。
- (5) 「外装材」とは、外壁やウッドフェンスなどの建物の屋外で使用される材料をいう。
- (6) 「標準仕様」とは、建築工事事業者等が主要構造部材を木造建築物の物件毎に変更することなくあらかじめ決定し利用する、主要構造部材の樹種及び製材の種別の組合せをいう。
- (7) 「県産材建築物」とは、標準仕様並びに広島県産材利用に関する協定及び広島県産材製品安定需給協定に基づき、県産材を利用する木造建築物をいう。
- (8) 「県産材利用率」とは、単年度に建築する木造建築物の全棟数に対する、県産材建築物の棟数割合をいう。

(補助金の交付の条件)

**第4** 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 県産ヒノキ構造材を建築物の主要構造部材、若しくは県産材を内外装材、又はその両方を標準仕様とすること。
- (2) 県との広島県産材利用に関する協定を締結すること。
- (3) (2)に定める協定の県産材利用率は、向上する計画、又はその率が70%を超える場合にあっては低下しない計画とすること。
- (4) 知事は、次に掲げる場合については、交付した補助金の返還を求めることができる。
  - ア (2)に定める協定の単年度の県産材利用計画量と比較して、実績量が8割を下まわった場合。ただし、県産材利用率の実績値が、計画値を上まわった場合は除く。
  - イ (2)に定める協定を解約した場合。
- (5) 自社のHPやSNS等で県産材を広くPRすること。
- (6) 県産材の利用を継続して顧客等に対し、提案していくこと。
- (7) 本事業で補助した物件の写真撮影が可能であること。
- (8) 本事業で補助した非住宅建築物に関して、視察等の受入が可能であること。

(事業実施主体)

**第5** 本事業において、補助金の交付の対象となる者(以下「事業実施主体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者。ただし、施主が自ら申請を行う場合を除く。
- (2) 県内に本社、支社、又は営業所等を有している者
- (3) 本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者
- (4) 非住宅建築物については、施主が国、県、又は市町以外の非公共物件であること。
- (5) 非住宅建築物において、施主が自ら申請を行う場合は、県税を滞納していないこと

(補助金の交付対象等)

**第6** 補助金の交付の対象となる県産材建築物の基準は、別表1のとおりとする。

2 補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

**第7** この補助金の交付を受けようとする者は、本事業を開始する前に規則第3条第1項に基づく補助金交付申請を行ない、交付決定を受けなければならない。

また、補助金の交付決定額が募集額を満了した場合は、申請受付を終了する。

- 2 要綱第4条第2項に定める事業計画書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、収支予算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 3 前項に定める書類に添付する誓約書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(交付決定内容の変更等)

**第8** 要綱第5条第1項第4号に定める軽微な変更は、次に定める事項以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を必要とする変更
- (2) 補助金の額の減が500,000円を超える変更
- (3) 広島県産材製品安定需給に関する協定の変更及び解約

(補助金の実績報告)

**第9** 要綱第8条第2項に定める事業実績書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、収支精算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(事業実施主体の責務)

**第10** 事業実施主体は、第2の趣旨について積極的に広報するものとする。

- 2 事業実施主体は、県産材の需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった建築物の広報活用などについて、知事から依頼があった場合、協力を努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条の木材関連事業者の登録を受けることに努めるものとする。

**附則**

この要領は、平成27年4月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。  
この改正前に作られたグループの事務処理の取扱いについては、なお従前の例による。

**附則**

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

**附則**

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

## 県産材建築物の基準

項 目	基 準
主要構造部材	標準仕様に設定し、合法な手続を経て県内において伐採された丸太から製材された木材であること。
羽柄材	合法な手続を経て県内において伐採された丸太から製材された木材であること。
内装材・外装材	標準仕様に設定し、合法な手続を経て県内において伐採された丸太から県内で製材された木材であること。
木材の証明	森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、合法的な手続を経て県内で伐採された丸太を利用していることを証明していること又は知事がこれと同等と認める方法で証明していること。
その他	1 補助金の交付決定を受けた年度内に、施工が完了した木材であること。 2 集成材、合板及びLVLについては、広島県内産のヒノキを利用した木材であること。 ※ただし、県産ヒノキの利用率を明記すること。

## 補助額

## 1 補助単価

		区分	補助単価
(1)	主要構造部材	梁・桁、柱、土台	ヒノキ製品  8,000 (円/㎡)  ※ただし、1棟当たり3㎡以上利用した場合に限る。
	羽柄材	垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他	
(2)	内装材	フローリング（無垢）、腰板、羽目板天井、その他 ※机等の家具や合板、下地材としての利用を除く	スギ・ヒノキ製品  6,000 (円/㎡)  <b>【上限】</b> 住宅：250,000円/棟 非住宅：350,000円/棟
	外装材	外壁、ウッドフェンスなど ※県が使用を認めたものに限る	

## 2 補助額の算出について

- (1) については、1に定める補助単価に県産材利用量を乗じた額とする。ただし、1棟当たりヒノキ材を3㎡以上利用した建築物にのみ適用する。
- (2) については、1に定める補助単価に県産材利用面積を乗じた額とする。ただし、住宅については1棟当たり25万円、非住宅建築物については1棟当たり35万円を上限とする。

## 事業計画書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産ヒノキ材を主要構造部材等に、又は県産材を内装材・外装材に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

2-1 ヒノキ構造材支援

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始予定年月日	主要構造部材等 施工完了予定年月日
棟	年 月 日	年 月 日

※ 広島県産材年間利用計画（別紙1）を添付すること。

製品の主な仕入先（製材工場）
----------------

（単位：円、m<sup>3</sup>）

		標準仕様		材積
		県産ヒノキ構造材利用量	主要構造部材	梁・桁
柱				
土台				
ヒノキ羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他）				
合計材積				
補助金額（合計材積×8,000円/m <sup>3</sup> ）				

※ 材積については、小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入。

2-2 内装材・外装材支援

県産材建築物 建築棟数	内装材・外装材 現場搬入開始予定年月日	内装材・外装材 施工完了予定年月日
住宅 棟	年 月 日	年 月 日
非住宅 棟		

※ 広島県産材年間利用計画（別紙1）を添付すること。

(単位：円、㎡)

県産材利用量	様仕準標		施工面積	
	内装材	住宅		
		非住宅		
	外装材	住宅		
		非住宅		
合計面積				
補助金額（合計面積×6,000円/㎡）				
補助金額				

※ 施工面積については、小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入。

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (県産材に係る費用)	負担区分	
	県補助金	自己負担金他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 建設業の許可の通知（写し）又は建築士事務所登録証明書（写し）又は宅地建物取引業免許証（写し）
- (2) 施主による申請の場合のみ、事業者の県税事務所が発行する「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書





別記様式第2号（第7、第9関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
部 材 費					
合 計					

別記様式第3号（第7関係）

誓約書

年 月 日

広島県知事様

誓約者  
所在地 〒

名称

代表者氏名

当社は、県産材消費拡大支援事業の補助対象建築物については、関連するすべての行為において、法令を遵守することを誓約します。

なお、これに反した場合は、業者名の公表等、広島県の措置に従います。

## 事業実績書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産ヒノキ材を主要構造部材等に、又は県産材を内装材・外装材に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

2-1 ヒノキ構造材支援

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始年月日	主要構造部材等 施工完了年月日
棟	年 月 日	年 月 日

（単位：円、m<sup>3</sup>）

県産ヒノキ構造材利用量	標準仕様			材積	
	主要構造部材	梁・桁			
		柱			
		土台			
	ヒノキ羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引き、根太、その他）				
	合計材積				
補助金額（合計材積×8,000円/m <sup>3</sup> ）					

※ 材積については、小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入。

2-2 内装材・外装材支援

県産材建築物 建築棟数	内装材・外装材 現場搬入開始年月日	内装材・外装材 施工完了年月日
住宅 棟	年 月 日	年 月 日
非住宅 棟		

（単位：円、m<sup>2</sup>）

県産材利用量	様仕準標			施工面積
	内装材	住宅		
		非住宅		
	外装材	住宅		
		非住宅		
	合計面積			
補助金額（合計面積×6,000円/m <sup>2</sup> ）				

補助金額	
------	--

※ 施工面積については、小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入。

### 3 経費の配分

補助事業に要する経費 (県産材に係る費用)	負担区分	
	県補助金	自己負担金他
円	円	円

### 4 添付書類

- (1) 流通履歴書（別記様式第5号）
- (2) 県産材を主要構造部材等に利用したことを証する書類（合法木材供給事業者からの証明書）
- (3) 建築確認済証（若しくは建築工事届（注））の写し（注：建築基準法第6条に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認が必要ないものに限る。）
- (4) 現地写真（全景写真、工事看板、主要構造部材等の施工完了が確認できるもの）
- (5) 施工面積の確認ができる図面（内装材・外装材支援のみ）
- (6) 補助金請求書（別記様式第6号）
- (7) 実施要領第10に基づく広報活動及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく登録に向けた取組の実績（任意様式）

### ヒノキ構造材 流通履歴書

番号	部材	製品等	材積 (m <sup>3</sup> )	原木市場名等	製材した業者名	プレカットした業者名
1	梁・桁					
	柱					
	土台					
	その他					
小計				上棟完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
2	梁・桁					
	柱					
	土台					
	その他					
小計				上棟完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
3	梁・桁					
	柱					
	土台					
	その他					
小計				上棟完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
4	梁・桁					
	柱					
	土台					
	その他					
小計				上棟完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
合計	梁・桁					
	柱					
	土台					
	その他					
合計						

※1 「材積」は、小数第5位を四捨五入して、小数第4位まで記入してください。

※2 「番号」は、年度当初からの連番とし、5番以降については、実績に応じ行を追加してください。

### 内装材・外装材 流通履歴書

番号	部 材	樹種等	施工面積 (㎡)	原木市場名等	製材した業者名	プレカットした業者名	参考
							厚み (mm)
1	床材						
	壁材						
	天井材						
	そ の 他						
	小 計			施工完了： 年 月 日 物件名又は場所：			
2	床材						
	壁材						
	天井材						
	そ の 他						
	小 計			施工完了： 年 月 日 物件名又は場所：			
3	床材						
	壁材						
	天井材						
	そ の 他						
	小 計			施工完了： 年 月 日 物件名又は場所：			
4	床材						
	壁材						
	天井材						
	そ の 他						
	小 計			施工完了： 年 月 日 物件名又は場所：			
合 計	床材						
	壁材						
	天井材						
	そ の 他						
	合 計						

※1 「材積」は、小数第5位を四捨五入して、小数第4位まで記入してください。

※2 「番号」は、年度当初からの連番とし、5番以降については、実績に応じ行を追加してください。

補助金請求書

年 月 日

広島県知事様

住所  
名称  
氏名

年 月 日付け林業第 号で補助金交付決定通知があったひろしまの森づくり事業（県産材消費拡大支援事業）補助金として、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の振込先

金融機関等名	預金種別 (選択してください)	口座番号						
	普通							
店	当座							

口座名義人(フリガナ)												

※ 通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は金融機関に確認してください。